

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律		法令番号	昭和48年法律第105号	
手続名	特定動物の飼養又は保管の変更の許可		根拠条項	第28条第1項	
審査基準	根拠条項 動物の愛護及び管理に関する法律 第二十八条（変更の許可等） 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。				
	審査基準 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第一八条（変更の許可）				
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所
		標準処理期間		15日	目次
		標準経由期間		7日	No.